

海外事業者に対する発信者情報開示手続と国際私法

国際法学会エキスパート・コメント No. 2025-10

加藤 紫帆（東京大学社会科学研究所准教授）

脱稿日：2025年9月29日

I. はじめに——発信者情報開示請求権と国際私法

近年、SNS 等のデジタルプラットフォームの急速な普及に伴い、誹謗中傷やプライバシー侵害、著作権侵害等、インターネット上での権利侵害が深刻な社会問題となっています。インターネット上での権利侵害情報の投稿により被害を受けた者が、投稿者（加害者）に対して損害賠償の支払い等を求めようとする場合、インターネットの匿名性ゆえに、発信者が誰かを特定する必要があります。この点、日本では、2001年に成立した通称「プロバイダ責任制限法」（以下、「プロ責法」）により、発信者の情報（IP アドレス、氏名、住所等）を保有するプロバイダ（コンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダ〔経由プロバイダ〕等）に対し、被害者が、当該発信者の情報の開示を求める権利（発信者情報開示請求権）が創設されました。プロ責法は、令和 3(2021)年改正を経て、令和 6(2024)年に通称「情報流通プラットフォーム対処法」（以下、「情プラ法」）へと名称を変更しています（2025 年 4 月施行）。

被害者がプロバイダに対して発信者情報開示請求権を行使する場合、多くは裁判手続によることとなります。裁判手続には、①発信者情報開示請求訴訟（情プラ法第 5 条）と、令和 3 年改正により新設された、より簡易な手続である②発信者情報開示命令事件（同第 8 条）とがあります。ところで、プロバイダの中には、海外事業者が含まれていることが少なくありません。日本でも広く利用されているデジタルプラットフォームの多くは米国法人が運営しています（X〔旧 Twitter〕：X Corp.、Google・YouTube：Google LLC、Instagram・Facebook：Meta Platforms, Inc.等）。また、海外事業者が提供するインターネット接続サービスやレンタルサーバを介して権利侵害情報の投稿がなされることもあります。

日本の裁判所において海外事業者に対する発信者情報開示手続を行う場合、被告・相手方が外国法人であることから、次のような国際私法上の問題が発生します。すなわち、日本の裁判所は、海外事業者に対する手続を行う権限を有しているのでしょうか（国際裁判管轄の問題）（II）、また、そのような権限が認められる場合でも、当然に日本の情プラ法上の開示要件に関する規定が適用されるのでしょうか（準拠法の問題）（III）。以下では、これら 2 つの問題について順に解説します。

II. 国際裁判管轄——日本の裁判所はどのような場合に事件を審理するのか

国際裁判管轄の有無については、①発信者情報開示請求訴訟の場合、民事訴訟法（以下、

「民訴法」 第3条の2以下の規定に基づき、②発信者情報開示命令事件の場合、情プラ法第9条に基づき、判断されることとなります。海外プロバイダとの関係で特に問題となるのは、民訴法第3条の3第5号（①）及びそれと同種の規定である情プラ法9条1項3号（②）です。これらは、インターネット事業者のように営業所等を日本国内に設置せずに継続的に取引を行う者（「日本において事業を行う者」）を念頭に、問題となる訴えが当該事業者の「日本における業務に関するもの」であるとき、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるものです。

実際の事例をみてみると、プラットフォーム事業者との関係では、日本国内の居住者に対しても（日本語表示が可能な）サービスを提供していることから、また、レンタルサーバ事業者やコンテンツデリバリーネットワーク（CDN）事業者との関係では、日本国内の顧客に向けて日本語で記載されたウェブサイトを開設していることや、日本国内からの申込みが可能であること等から、裁判所は、①発信者情報開示請求訴訟において、民訴法第3条の3第5号に基づき、海外プロバイダに対する日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定してきました。

令和3年改正により新設された、②発信者情報開示命令事件においても、近時、知的財産高等裁判所は、台湾のインターネット接続事業者の接続サービスを利用して日本事業者が運営するサイトに日本語による投稿があった事案において、問題となる投稿は台湾居住者向けの接続サービスを利用してなされたという認定に基づき「日本における業務に関するもの」という要件を満たさないとして台湾法人に対する国際裁判管轄を否定した原審裁判所（東京地方裁判所）とは異なり、当該要件につき、「形式的・硬直的に判断することは適切でなく」、「利用の実情等に即した柔軟な解釈・適用が必要」であるとする解釈指針を述べ、結論として、プロ責法〔現・情プラ法〕第9条1項3号に基づき、日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定しています（[知財高裁令和6年10月4日決定](#)）。

学説上も、以上の裁判例に関して、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めた結論については、おおむね問題がないとされています。知的財産権高等裁判所の上記決定（プロ責法〔現・情プラ〕第9条1項3号に関する判断ですが、民訴法第3条の3第5号にも基本的に当てはまるものと解されます）を踏まえれば、「日本における業務に関するもの」という要件については、発信者情報開示手続においては、あまり厳格には解釈されず、権利侵害情報の投稿と日本との一定程度の関連性があれば足りるという方向に向かうものと解されます。

なお、以上のように日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定される場合であっても、民訴法第3条の9及び情プラ法第9条6項は、事案の性質や被告・相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮し、「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは」、裁判所は訴え又は申立てを却下することができる旨、定めています。

III. 準拠法——日本の情プラ法はどのような場合に適用されるのか

日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定された場合、当然に日本の情プラ法上の開示要件に関する規定が適用されることになるのでしょうか。裁判例をみると、結論として（常に）日本のプロ責法〔現・情プラ法〕が適用されています（例えば、Facebook や Instagram 上の投稿に関する発信者情報開示事案においてもプロ責法〔現・情プラ法〕が適用されています）。とはいっても、日本の情プロ法が適用される根拠については、裁判例・学説上、大別して 3 つの異なる立場が存在します。

(1) まず、発信者情報開示請求権は、不法行為（名誉信用毀損）の問題であると考える立場があります。裁判例として、例えば、歯科医院を運営する者が、Google に対し、Google マップに書き込まれた歯科医院の口コミの発信者情報の開示を求めた事案において、名誉信用毀損の準拠法について定める法の適用に関する通則法第 19 条により、被害者の常居所地法たる日本法（令和 3 年改正前プロ責法第 4 条 1 項）を適用した事例があります（東京地裁平成 29 年 8 月 30 日決定。なお、令和 3 年改正前プロ責法の適用の結果、権利侵害の明白性〔同法第 4 条 1 項〕が認められないとして、開示はされませんでした）。

しかしながら、この立場については、発信者情報開示手続は、直接の加害者（投稿者）に対し損害賠償請求等を行うための前段階となるものであり、不法行為とは性質が異なるとして、学説上は強い支持を得ていません。

(2) 次に、発信者情報開示請求権は、不法行為（名誉信用毀損）とは異なる民事上の新たな制度であると考える立場があります。裁判例の中にも、(1)の立場のように通則法 19 条により準拠法を決めるのではなく、「侵害情報の流通によって侵害された権利と最も密接な関係がある地」の法を適用すべきであるとして、日本法（令和 3 年改正前プロ責法第 4 条 1 項）を適用した事例があります。学説上も、発信者情報開示請求権は、不法行為責任とは別のプロバイダの業務に伴う管理責任上の問題であるから、プロバイダ等の接続又は媒介的業務地の法によるべきであるとする立場があります。

(3) 最後に、(1)や(2)の立場とは大きく異なり、発信者情報開示請求の可否及び要件については、外国法が準拠法となる余地はなく、手続が行われる地の法たる日本法が常に適用されるとする立場があります。これは、情プラ法上の開示要件に関する規定を、ある国（ここでは日本）の政治的・社会的・経済的利益を体現する法規であって、そのような公的利益を保護・実現するために適用される法規（「強行的適用法規（又は絶対的強行法規）」といいます）として位置づけるものです。その理由として、学説上は、発信者情報開示請求権が、純粹に民事的な権利ではなく、法廷地の情報流通の秩序維持という性質をも有することや、発信者情報開示が法廷地の各種政策（情報通信政策・個人情報保護政策、被害者の司法アクセスの保護に関する社会政策）と関連を有すること、さらに、比較法的にみても発信者情報開示がその実質において証拠の保全や開示に近いこと等が挙げられます。

情プラ法上の発信者情報開示請求権の政策的な色合いの強さに照らせば、これを民事的な権利と位置づけ、情プラ法と同種の外国法上の法律の日本における適用可能性を認めることがあります。日本の情プラ法上の開示要件に関する規定は日本の裁判所にお

いて常に適用されるとする(3)の立場が妥当と考えられます。

IV. おわりに

以上でみたように、海外プロバイダに対する発信者情報開示請求手続であっても、多くの場合、日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定された上で、法的根拠に議論はあるものの、日本的情報法上の開示要件に関する規定が適用されることとなると考えられます。このような法理論的な問題をおくとしても、実務上は、海外事業者に対する裁判書類の送達の際の翻訳文添付の必要等、国内事業者と海外事業者との間では、なおも一定の差異が存在します。実際に海外事業者に対する発信者情報開示手続を検討する際には、実務的な問題に対する対応を含め、この問題に関する専門書や専門家に頼ることが重要となるでしょう。